



報道発表資料の配付日時 1月28日(金) 14時30分

発表項目 (行事名)	第307回北海道都市計画審議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 日 時 令和4年(2022年)2月3日(木) 13時30分から</p> <p>2 場 所 かでる2・7 8階 820研修室</p> <p>3 委 員 別紙の委員名簿のとおりです。</p> <p>4 内 容 別紙の議案について審議を行います。</p>		
参 考			

報道(取材) に当たって のお願い	<p>新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用をお願いします。</p> <p>3密回避のため、来場にあたっては必要最低限の人数でお越し願います。</p> <p>また、消毒液を用意しておりますので、受付の際に消毒をしていただきますよう、お願いいたします。</p>		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担 当 (連絡先)	<p>建設部まちづくり局都市計画課基本計画係(担当者:小松)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5563</p> <p>内線 29-802</p>		
--------------	--	--	--

北海道都市計画審議会委員名簿

令和4年(2022年)1月20日現在

区 分	所 属 名	職 名	委 員 名	備 考
学 識 経 験 者	室 蘭 工 業 大 学	教 授	有 村 幹 治	会長(土木交通)
	北 海 学 園 大 学	教 授	鈴 木 聡 士	会長代理(交通・地域計画)
	北 海 学 園 大 学	教 授	浅 妻 裕	(経済)
	北海道商工会議所連合会	常務理事	佐 藤 季 規	(商工業)
	北海道大学大学院	教 授	瀬 戸 口 剛	(建築系都市計画)
	北海道大学大学院	准教授	東 條 安 匡	(環境)
	北海道農業会議	副会長	中 谷 敏 明	(農業)
	村松法律事務所	弁 護 士	本 池 俊 夫	(法律)
関 係 行 政 機 関	北 海 道 開 発 局	局 長	橋 本 幸	
	北 海 道 財 務 局	局 長	明 瀬 光 司	
	北海道経済産業局	局 長	池 山 成 俊	
	北海道運輸局	局 長	岩 城 宏 幸	
	北海道警察本部	本 部 長	扇 澤 昭 宏	
市 町 村 長 の 代 表	札 幌 市	市 長	秋 元 克 広	
	七 飯 町	町 長	中 宮 安 一	
北海道議会議員の代表	自 民 党 ・ 道 民 会 議		吉 川 隆 雅	
	自 民 党 ・ 道 民 会 議		大 越 農 子	
	自 民 党 ・ 道 民 会 議		久 保 秋 雄 太	
	民 主 ・ 道 民 連 合		中 川 浩 利	
	民 主 ・ 道 民 連 合		松 本 将 門	
	北 海 道 結 志 会		金 岩 武 吉	
市 町 村 議 会 議 長 の 代 表	岩 見 沢 市	議 長	篠 原 藤 雄	
	足 寄 町	議 長	吉 田 敏 男	

北海道都市計画審議会
第307回決議事項

日時：令和4年（2022年）2月3日（木）13時30分～
場所：かでの2・7 8階 820研修室

番号	議案名	議案概要
1	北海道都市計画審議会運営規約の改正 (案)	<ul style="list-style-type: none">・ウェブ会議形式及び書面会議形式による開催に係る条項の追加・都市緑地法等の一部を改正する法律の施行等に伴う改正

北海道都市計画審議会 第307回本審査議案

日時：令和4年（2022年）2月3日（木）13時30分～
場所：かでの2・7 8階 820研修室

番号	議 案 名 <small>◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの</small>	議 案 概 要	区 分
1	◎ 函館圏都市計画区域区分の変更 (函館市)	保留解除	線引き都市
2	◎ 函館圏都市計画臨港地区の変更 (函館市)	区域の変更	線引き都市
3	◎ 札幌圏都市計画道路の変更 (江別市)	区域の変更 構造の変更	線引き都市
4	◎ 岩見沢都市計画道路の変更 (岩見沢市)	一部区域の変更	非線引き都市
5	◎ 余市都市計画道路の変更 (余市町)	車線の数の決定	非線引き都市
6	◎ 新得都市計画道路の変更 (新得町)	車線の数の決定	非線引き都市
7	◎ 白糠都市計画道路の変更 (白糠町)	区域、線形、起点及び一部幅員の変更 車線の数の決定	非線引き都市
8	白糠都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について (白糠町)	容積率、建蔽率、道路斜線及び隣地斜線に係る数値の指定	建築基準法関係
9	建築基準法第51条ただし書許可 (角山開発株式会社) (赤平市)	産業廃棄物処理施設（木くず類等の破碎施設）	建築基準法関係